

「第三次高知県ひとり親家庭等自立促進計画」元年度事業実績及び2年度事業計画等

参考資料1

報告機関名(児童家庭課)

管理番号	基本的な方向	具体的支援の方向	取組の内容	計画(P)		実行(D)(元年度末に更新してください)	評価(C)(元年度末に更新してください)	改善(A) / 計画(P)		実行(D)(R2.8月末)	評価(C)	担当課室又は関係機関
				R元年度実施計画	実施上の課題等		実施後の分析、検証	R2年度実施計画	実施上の課題等			
1	1 情報提供・相談体制の強化	① 情報提供の充実	ア 現行支援制度の周知 イ 相談窓口の周知	<ul style="list-style-type: none"> ◆「ひとり親家庭等福祉のしおり」やホームページ等による制度や相談窓口の周知 ◆「しおり」を窓口へ設置 ◆相談者に「しおり」を配付、制度や相談窓口を説明 ◆町村にひとり親補助金制度についての広報を依頼 ◆町村と連携した制度等の周知 ◆町村や当所の職員の現行制度の理解を深める。 ◆民生児童委員対象に制度の説明 	<ul style="list-style-type: none"> ・制度の周知の拡大 ・町村及び福祉保健所職員による制度の説明や対応力の向上 ・ホームページや窓口での「しおり」の設置や周知方法の効果について検証が必要。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆「ひとり親家庭等福祉のしおり」やホームページ等による制度や相談窓口の周知 ◆「しおり」を窓口へ設置 ◆相談者に「しおり」を配付、制度や相談窓口を説明 ◆町村と連携した制度等の周知 ◆町村職員に現行制度について説明 	<ul style="list-style-type: none"> ・相談時に必要な情報が提供できた。 ・町村及び福祉保健所の職員の制度理解を深めるとともに、連携を強化する ・様々な機会を捉えて制度の周知の機会を持つことと継続性が必要 	<ul style="list-style-type: none"> ◆「ひとり親家庭等福祉のしおり」やホームページ等による制度や相談窓口の周知 ◆「しおり」を窓口へ設置 ◆相談者に「しおり」を配付、制度や相談窓口を説明 ◆町村と連携した制度等の周知 ◆町村職員に現行制度について説明 ◆民生児童委員に制度の説明 	<ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルスの蔓延防止のためか、本年度は相談件数が少ないと思われる。 ・制度を活用するための、町村及び福祉保健所職員の制度説明や対応力の向上 	<ul style="list-style-type: none"> ◆「ひとり親家庭等福祉のしおり」やホームページ等による制度や相談窓口の周知 ◆「しおり」を窓口へ設置 ◆相談者に「しおり」を配付、制度や相談窓口を説明 ◆町村及び福祉保健所の職員の制度理解を深めるとともに、連携を強化する。 ◆管内の町村の広報にひとり親家庭の自立支援事業等の掲載がされるようになった。(東) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ホームページの情報更新については、古い情報にリンクしていることもあるため、定期的に確認する必要がある。 ・町村及び福祉保健所の職員の制度理解を深めるとともに、連携を強化する。 	福祉保健所
2	1 強化情報提供・相談体制	① 情報提供の充実	ア 現行支援制度の周知 イ 相談窓口の周知	<ul style="list-style-type: none"> ◆相談情報の積極的な発信 ◆療育福祉センターのホームページ等において障害児の医療(小児科、精神科、整形外科等)や福祉サービス、発達障害等の相談に関する情報提供 	<ul style="list-style-type: none"> ◆市町村や中央児童相談所、学校等の関係機関との連携 ◆組織改正に伴う相談窓口の変更の周知 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ホームページで相談に関する情報提供 ◆リーフレット作成・配布 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ホームページ等による相談窓口の周知と、4月に療育福祉センターで実施した障害者福祉事務担当者研修会で、組織改正に伴う相談窓口の変更について周知した 	<ul style="list-style-type: none"> ◆相談情報の積極的な発信 ◆療育福祉センターのホームページ等において障害児の医療(小児科、精神科、整形外科等)や福祉サービス、発達障害等の相談に関する情報提供 	<ul style="list-style-type: none"> ◆市町村や中央児童相談所、学校等の関係機関との連携 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ホームページ等による周知を実施 	<ul style="list-style-type: none"> ◆必要な情報の更新を図るなど、最新の情報について周知が図られている。 	障害福祉課
3	1 情報提供・相談体制の強化	① 情報提供の充実	ア 現行支援制度の周知 イ 相談窓口の周知	<ul style="list-style-type: none"> ◆「ひとり親家庭等福祉のしおり」の配付 ◆市町村等と連携し、離婚手続き時等の機会を活用してひとり親家庭に必要な情報を提供する。 ◆「ひとり親家庭等福祉のしおり」を県ホームページへの掲載 ◆給付金事業の広報用リーフレットの作成、配布 ◆ひとり親家庭等就業・自立支援センターのチラシの作成、配布 ◆ひとり親家庭等就業・自立支援センターについて市町村広報誌へ掲載 ◆センター等のPRのための手に取りやすいカードを活用した周知 ◆SNS等を活用し、広報媒体を拡大する ◆ひとり親家庭等就業・自立支援センターホームページによる最新情報の提供 ◆ひとり親家庭等就業・自立支援センターや支援制度の認知度を向上させるため、市町村・関係機関への訪問による制度の説明・周知の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ひとり親家庭への支援制度の認知度向上に向けた周知の強化 	<ul style="list-style-type: none"> ◆センターへの相談件数 801件(前年度:739件) ◆ひとり親家庭等就業・自立支援センターについて市町村広報誌等へ掲載(4月～) ◆ひとり親家庭等就業・自立支援センターのチラシ、カードの配布(6月) (チラシ) 配布部数 5,570部、配布先:34市町村54か所(カード) 配布部数 4,950枚、配布先:34市町村他42箇所 ◆児童扶養手当現況届に係る通知の発出の際、別途、ひとり親家庭支援施策の周知を依頼。併せて、主に次の参考資料を送付(7月) ・ひとり親家庭等就業・自立センター案内チラシ ・各施策に係る相談先等を追記した受給者に対する案内文例 ◆給付金事業の広報用リーフレットの作成、配布(7月) 配布部数 3,500部、配布先:34市町村他35か所 ◆「ひとり親家庭等福祉のしおり」の配布(9月) 配布部数:22,500部、配布先:34市町村他907箇所 ◆児童家庭課フェイスブックへの情報掲載 ・センター移動相談 ◆ひとり親家庭等就業・自立支援センターホームページによる最新情報の提供(通年) ◆市町村、専門学校訪問(センター紹介、周知協力依頼) 	<ul style="list-style-type: none"> ◆関係機関とは密に連絡を取り合っている。 ◆相談件数は微増している。引き続き、ひとり親家庭に必要な情報が届くよう市町村・関係機関等への訪問等による制度の説明・周知を行っていく。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆「ひとり親家庭等福祉のしおり」の配付 ◆市町村等と連携し、離婚手続き時等の機会を活用してひとり親家庭に必要な情報を提供する。 ◆「ひとり親家庭等福祉のしおり」を県ホームページへ掲載 ◆給付金事業の広報用リーフレットの作成、配布 ◆ひとり親家庭等就業・自立支援センターのチラシの作成、配布 ◆ひとり親家庭等就業・自立支援センターについて市町村広報誌へ掲載 ◆センター等のPRのための手に取りやすいカードを活用した周知 ◆SNS等を活用し、広報媒体を拡大する ◆ひとり親家庭等就業・自立支援センターホームページによる最新情報の提供 ◆ひとり親家庭等就業・自立支援センターや支援制度の認知度を向上させるため、市町村・関係機関への訪問による制度の説明・周知の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ひとり親家庭への支援制度の認知度向上に向けた周知の強化 	<ul style="list-style-type: none"> ◆「ひとり親家庭等福祉のしおり」の配布(7月～) 配布部数:22,500部、配布先:34市町村他907箇所 ◆各市町村へ「ひとり親家庭等福祉のしおり」配布時、戸籍担当窓口への設置を依頼 ◆「ひとり親家庭等福祉のしおり」を県ホームページへ掲載 ◆センターへの相談件数 414件(前年同期:373件) ◆ひとり親家庭等就業・自立支援センターについて市町村広報誌等へ掲載 ◆ひとり親家庭等就業・自立支援センターのチラシ、カードの配布(チラシ) 配布部数 5,570部、配布先:34市町村54か所(カード) 配布部数 4,950枚、配布先:34市町村他42か所 ◆給付金事業の広報用リーフレットの作成、配布(8月) 配布部数 3,500部、配布先:34市町村外33か所 ◆児童家庭課フェイスブックへの情報掲載 ・ひとり親家庭等福祉のしおり ◆センターのLINE公式アカウントによる情報発信(4月) ◆ひとり親家庭等就業・自立支援センターホームページによる最新情報の提供(通年) 	<ul style="list-style-type: none"> ◆「ひとり親家庭等福祉のしおり」の配布先は昨年度から微減しているが、これは幼稚園・保育園・学校数の減少によるもの。今年度は、大学や法律事務所等に配布先を拡大し、ひとり親家庭への支援制度の認知度向上に向けた周知の強化を図った。 	児童家庭課

「第三次高知県ひとり親家庭等自立促進計画」元年度事業実績及び2年度事業計画等

参考資料1

報告機関名(児童家庭課)

管理番号	基本的な方向	具体的支援の方向	取組の内容	計画(P)		実行(D)(元年度末に更新してください)	評価(C)(元年度末に更新してください)	改善(A) / 計画(P)		実行(D)(R2.8月末)	評価(C)	担当課又は関係機関	
				R元年度実施計画	実施上の課題等			R2年度実施計画	実施上の課題等				
4	1 情報提供・相談体制の強化	① 情報提供の充実	ア 現行支援制度の周知 イ 相談窓口の周知	◆市町村においては、全戸配布(27市町村)町内会回覧(16市町村)を行うなど、効果的な広報について関係機関と連携する。	◆効果的な啓発・広報方法や媒体の検討	◆アウトプット(結果) インプット(投入)により、具体的に現れた形 ・アウトカム(成果) アウトプット(結果)等を通じて生じるプラスの変化	◆市町村においては、全戸配布、町内会回覧を行うなど、効果的な広報について関係機関と連携することができる。	◆効果的な啓発・広報方法や媒体の検討	◆市町村においては、全戸配布(27市町村)町内会回覧(16市町村)を行うなど、効果的な広報について関係機関と連携する。	◆消費生活相談窓口の周知 情報紙等の配布 ・くらしネットKochi 113,500部×年4回発行 HPでの情報発信	◆市町村においては、全戸配布、町内会回覧を行うなど、効果的な広報について関係機関と連携することができる。	◆市町村においては、全戸配布、町内会回覧を行うなど、効果的な広報について関係機関と連携することができる。	県民生活・男女共同参画課
				◆広報紙やチラシ、ポスター、カード等の作成及び配布。 ◆公共交通機関等での広報・啓発ポスター等の掲示。 ◆TVやラジオ等の各種媒体を活用した啓発の実施。	◆被害者・加害者とならないよう、若年層からの啓発の充実・強化。 ◆男性(被害者・加害者とも)への啓発・広報の強化。	◆R元年度実績 DV防止及び女性相談支援センター相談窓口周知の啓発物を配布 DV啓発カード 23,450枚 DV啓発ポスター 路線バス40台、バス待合所2ヶ所 DV啓発チラシ 2,000枚 DV啓発ポケットティッシュ作成	◆今後とも、民間団体と連携を図り、継続した広報・啓発を実施していく必要がある。		◆広報紙やチラシ、ポスター、カード等の作成及び配布。 ◆公共交通機関等での広報・啓発ポスター等の掲示。 ◆TVやラジオ等の各種媒体を活用した啓発の実施。	◆被害者・加害者とならないよう、若年層からの啓発の充実・強化。 ◆男性(被害者・加害者とも)への啓発・広報の強化。	◆R2年度(実施予定) DV防止及び女性相談支援センター相談窓口周知の啓発物を配布 DV啓発カード 23,450枚 DV啓発ポスター 路線バス40台、バス待合所3ヶ所 DV啓発チラシ 2,000枚 DV啓発ポケットティッシュ作成	◆今後とも、民間団体と連携を図り、継続した広報・啓発を実施していく必要がある。	県民生活・男女共同参画課
				◆ホームページ、SNS等による広報啓発。 ・通年で実施中。 ・メルマガの発信(4~3月、計12回) ◆広報誌(ソールスコープ等)、各種講座を通じての広報啓発。 ・ソールスコープの発行(4月、7月、10月、1月発行) ・推進月間講演会開催(6/22)	◆若年層や男性の参加者、利用者の増加を図るために、効果的な啓発・広報方法や媒体の検討。	◆ホームページ、SNS等による広報啓発。 ・通年で実施中。 ・メルマガの発信(4~3月、計12回) ◆広報誌(ソールスコープ等)、各種講座を通じての広報啓発。 ・ソールスコープの発行(4月、7月、10月、1月発行) ・推進月間講演会開催(6/22) (男子参加者:60名、女性参加者:167名)	◆広報誌等の配布先拡大により、男性参加者数は年々増加傾向にある。 ◆今後とも、若年層や男性の参加者、利用者の増加に向けた、継続した広報・啓発を実施していく必要がある。		◆ホームページ、SNS等による広報啓発。 ・通年で実施中。 ・メルマガの発信(4~3月、計12回) ◆広報誌(ソールスコープ等)、各種講座を通じての広報啓発。 ・ソールスコープの発行(4月、7月、10月、1月発行)	◆若年層や男性の参加者、利用者の増加を図るために、効果的な啓発・広報方法や媒体の検討。	◆ホームページ、SNS等による広報啓発。 ・通年で実施中。 ・メルマガの発信(4~8月、計5回) ◆広報誌(ソールスコープ等)、各種講座を通じての広報啓発。 ・ソールスコープの発行(4月、7月、10月、1月発行)	◆新型コロナウイルスの影響で各種講座が実施できておらず、男性参加者数が伸びていない。今後、Zoomを活用した講座を実施していくため、更なる周知をする必要がある。 ◆今後とも、若年層や男性の参加者、利用者の増加に向けて、大学や企業との連携を図り、継続した広報・啓発を実施していく必要がある。	県民生活・男女共同参画課
5	談1 体制情報の提供強化・相談	① 情報提供の充実	イ 相談窓口の周知	◆各種広報媒体(TVやラジオ)やホームページ等を活用した情報発信 ◆各種イベント等へのブース出展、チラシ配布 ◆企業及び関係機関向けの事業案内冊子の配布 ◆SNSやインターネット広告を活用したHPへの効果的な誘導	◆関係機関と連携した広報活動の強化 ◆認知度向上及び利用者増加に向けた広報活動の強化が必要	◆チラシの配布(随時) HPでの情報発信(随時) フェイスブックでの情報発信(随時) 求人誌への掲載(随時) ラジオでの広報(4回) すこやか2019への出展(7月)	◆イベントでのアンケート結果からまだまだ認知度が低いことが分かったため、更なる周知が必要	◆各種広報媒体(TVやラジオ)やホームページ等を活用した情報発信 ◆各種イベント等へのブース出展、チラシ配布 ◆企業及び関係機関向けの事業案内冊子の配布 ◆SNSやインターネット広告を活用したHPへの効果的な誘導	◆関係機関と連携した広報活動の強化 ◆認知度向上及び利用者増加に向けた広報活動の強化が必要	◆チラシの配布(随時) HPでの情報発信(随時) フェイスブックでの動画、就職成功体験談等の情報発信(随時) LINE公式アカウントの開設(8月)、情報発信 求人誌への掲載(随時) ラジオでの広報(1回)	◆新型コロナウイルスの影響を受け、新規相談者数の減少傾向が続いているため、更なる周知が必要	県民生活・男女共同参画課	
				◆地域住民に地域での身近な相談相手であることを知っていただくため、民生委員・児童委員の活動について広報を行う。	◆民生委員・児童委員への理解及び地域での浸透	各市町村において民生委員活動強化週間(5月13日~17日)に合わせた清掃活動やリーフレット配布等により委員活動のPRを行った。	◆各地域において、民生委員・児童委員の活動に対する理解が深まった。	◆地域住民に地域での身近な相談相手であることを知っていただくため、民生委員・児童委員の活動について広報を行う。	◆民生委員・児童委員への理解及び地域での浸透	◆各種行事等において、民生委員・児童委員活動の啓発を実施	◆各地域において、民生委員・児童委員の活動に対する理解が深まった。	地域福祉政策課	
6	1 情報提供・相談体制の強化	② 相談機能の充実・強化	ア 相談体制の充実 ○ひとり親家庭等就業・自立支援センターにおける相談	◆ハローワーク、高知家の女性しごと応援室、こうち男女共同参画センター、女性相談支援センター、市町村や県福祉保健所などの関係機関と連携して相談支援を実施する。 ◆相談者へのアンケートの実施、分析 ◆弁護士等による法律相談 ◆来所が難しい方への出張相談等、関係機関と連携した相談機会の拡大など情報提供・相談体制の強化。	◆相談者の個々のニーズに応じた支援ができるよう、相談体制の強化、関係機関との連携を含めた支援体制の構築 ◆法律相談	◆センターへの相談件数 801件(前年度:739件)、同行支援5件 ◆相談者へのアンケート実施 ◆法律相談 法律相談利用者数:67人 うち養育費に係る相談:14人 (弁護士:38人・司法書士:29人) (前年度:58人 (弁護士:30人、司法書士:28人)	◆活用が進んでいないセンターのサービス(役所等への同行サービスなど)についての周知を強化していく必要がある。 ◆法律相談(弁護士)は、事業を開始したH29から安定して利用実績が増加しているが、一般相談の件数は横ばいである。	◆ハローワーク、高知家の女性しごと応援室、こうち男女共同参画センター、女性相談支援センター、市町村や県福祉保健所などの関係機関と連携して相談支援を実施する。 ◆弁護士等による法律相談 ◆来所が難しい方への出張相談等、関係機関と連携した相談機会の拡大など情報提供・相談体制の強化。	◆相談員の育成とともに、センターの専門性を活かした支援ができるよう、関係機関との連携を含めた相談支援体制の強化 ◆来談者を受け入れるだけでなく、活動範囲を広げ、支援が必要な対象者に向けて積極的に情報発信を行う体制作り。	◆センターへの相談件数 414件(前年同期:373件) 同行支援 3件(前年同期:1件) ◆法律相談 法律相談利用者数:33人(司法書士18人、弁護士15人) うち養育費に係る相談:9人 (前年同期:法律相談26人、うち養育費に係る相談5人)	児童家庭課		

「第三次高知県ひとり親家庭等自立促進計画」元年度事業実績及び2年度事業計画等

参考資料1

報告機関名(児童家庭課)

管理番号	基本的な方向	具体的支援の方向	取組の内容	計画(P)		実行(D)(元年度末に更新してください)	評価(C)(元年度末に更新してください)	改善(A) / 計画(P)		実行(D)(R2.8月末)	評価(C)	担当課又は関係機関
				R元年度実施計画	実施上の課題等		実施後の分析、検証	R2年度実施計画	実施上の課題等			
10	1 情報提供・相談体制の強化	2 相談機能の充実・強化	ア 相談体制の充実 ○ その他の関係機関における相談	◆専門的な人材の育成と専門性の向上のため、更生医療や補装具に関する市町村職員研修会を開催する。 ◆身体障害者更生相談所において、補装具、更生医療に関する相談に対応する。 ◆発達障害者支援センターにおいて、発達障害児・者とその家族や支援者からの相談に対し、助言や情報の提供、専門的なアセスメントに基づいた個々の特性に応じた支援を行う。 ◆発達に心配のある親とその家族からの診療相談に応じ、予約を受けると共に早期支援につなげる。また、診療後社会資源の情報提供を行う	◆身体障害者更生相談所業務に関わる市町村職員の専門性の向上に向け、日々の業務の中で困りごとなどに気を配り、適切な助言等を行う。	◆市町村職員研修会 4月17日 療育福祉センター 4月19日 幡多児童相談所 ◆市町村からの更生医療電話相談件数 R1年度:196件 ◆発達障害者支援センターでの相談件数 電話相談:208件 来所相談:128件 訪問:1件 その他:6件 ◆地域連携室での相談件数 診療相談:97件 情報提供 手当関係:176件 事業所関係:224件 手帳関係:78件	◆療育福祉センターと中央児童相談所の合築整備により、平成31年4月から障害児も含め、子どもの相談窓口は児童相談所に一元化。療育福祉センターでは、医療や福祉サービスに関する専門的な相談対応を実施。 ◆療育福祉センター内の発達障害者支援センターで、発達障害のある方に専門的な相談支援機関として、さらに周知する必要がある。 ◆地域連携室で初回診療待ちの親子たちに対し、診療前早期支援(乳幼児の気づきからの支援事業)を案内し、希望書に対し、早期支援が実施できている。	◆専門的な人材の育成と専門性の向上のため、更生医療や補装具に関する市町村職員研修会を開催する。 ◆身体障害者更生相談所において、補装具、更生医療に関する相談に対応する。 ◆発達障害者支援センターにおいて、発達障害児・者とその家族や支援者からの相談に対し、助言や情報の提供、専門的なアセスメントに基づいた個々の特性に応じた支援を行う。 ◆発達に心配のある親とその家族からの診療相談に応じ、予約を受けると共に早期支援につなげる。また、診療後社会資源の情報提供を行う	◆身体障害者更生相談所業務に関わる市町村職員の専門性の向上に向け、日々の業務の中で困りごとなどに気を配り、適切な助言等を行う。	◆市町村からの更生医療電話相談件数 R2.7末時点:57件 ◆発達障害者支援センターでの相談件数 (R2.7末時点) 電話相談:86件 来所相談:63件 訪問:0件 その他:0件 ◆地域連携室での相談件数 (R2.8末時点) 診療相談:65件 情報提供 手当関係:62件 事業所関係:82件 手帳関係:30件	◆当事者からの相談ニーズに対して適切に対応できている。	障害福祉課
11	1 情報提供・相談体制の強化	2 相談機能の充実・強化	ア 相談体制の充実 ○ その他の関係機関における相談	◆消費生活センター、女性相談支援センター、こうち男女共同参画センター「ソーレ」の各相談窓口で受付けた内容に応じ、高知家の女性しごと応援室やひとり親家庭等就業・自立支援センター等の適切な関係機関に繋ぐ。 ◆各窓口の業務内容や役割をお互いに把握し、必要に応じて連携できるよう連絡先を共有しておく。 ◆一時保護所や自立支援施設の入所者の退所後の自立を促すため、就労に向けた支援を強化する。	◆相談内容に応じ、有効な情報提供ができるよう、各相談窓口でのネットワークの形成 ◆ハローワークや「高知家の女性しごと応援室」、ひとり親家庭等就業・自立支援センター等の関係機関との連携も図りながら、求人や職業訓練等の情報を提供し、きめ細かい就労支援を行う。 ◆小さな子ども連れ等の、入所者の実情に応じた雇用の受入を民間企業に働きかける。	◆女性相談支援センター、こうち男女共同参画センター「ソーレ」の各相談窓口で受付けた内容に応じ、高知家の女性しごと応援室やひとり親家庭等就業・自立支援センター等の適切な関係機関に繋ぐようにした。 ◆各窓口の業務内容や役割をお互いに把握し、必要に応じて連携できるよう連絡先を共有した。	◆引き続き、各関係窓口間の情報共有・提供を行い、連携していくことが必要。 ◆引き続き、各関係窓口間の情報共有・提供を行い、連携していくことが必要。	◆消費生活センター、女性相談支援センター、こうち男女共同参画センター「ソーレ」の各相談窓口で受付けた内容に応じ、高知家の女性しごと応援室やひとり親家庭等就業・自立支援センター等の適切な関係機関に繋ぐ。 ◆各窓口の業務内容や役割をお互いに把握し、必要に応じて連携できるよう連絡先を共有しておく。 ◆一時保護所や自立支援施設の入所者の退所後の自立を促すため、就労に向けた支援を強化する。	◆相談内容に応じ、有効な情報提供ができるよう、各相談窓口でのネットワークの形成 ◆ハローワークや「高知家の女性しごと応援室」、ひとり親家庭等就業・自立支援センター等の関係機関との連携も図りながら、求人や職業訓練等の情報を提供し、きめ細かい就労支援を行う。 ◆小さな子ども連れ等の、入所者の実情に応じた雇用の受入を民間企業に働きかける。	◆消費生活センター、女性相談支援センター、こうち男女共同参画センター「ソーレ」の各相談窓口で受付けた内容に応じ、高知家の女性しごと応援室やひとり親家庭等就業・自立支援センター等の適切な関係機関に繋ぐようにした。 ◆各窓口の業務内容や役割をお互いに把握し、必要に応じて連携できるよう連絡先を共有した。	◆引き続き、各関係窓口間の情報共有・提供を行い、連携していくことが必要。	県民生活・男女共同参画課
12	1 情報提供・相談体制の強化	2 相談機能の充実・強化	イ ひとり親家庭を支援する関係者の資質向上	◆母子父子自立支援員等関係職員への研修会の実施や研修会への参加 ◆市町村、県福祉保健所などの関係機関との情報共有、連携 ◆市町村、県福祉保健所担当者への理解促進	◆市町村、県福祉保健所などの関係機関との情報共有、連携 ◆市町村、県福祉保健所担当者への理解促進	◆ひとり親家庭福祉事務担当会の実施(4/17) 参加者40名 ◆ひとり親家庭福祉事務担当会の実施(5/29、5/30) 参加者63名	◆事業担当者がそれぞれ制度改正となった部分などを中心に説明することで、参加者(市職員、県福祉保健所職員等)のひとり親家庭等に関する事業の全般的な知識・理解が深まった。	◆母子父子自立支援員等関係職員への研修会の実施や研修会への参加	◆市町村、県福祉保健所などの関係機関との情報共有、連携 ◆市町村、県福祉保健所担当者の各種制度の理解促進	◆ひとり親家庭福祉事務担当会の実施(6/3) 参加者37名	◆今年度は新型コロナウイルス感染症対策で1団体につき1名の出席としたため、参加者数が減少している。 ◆各事業担当者が制度改正となった部分などを中心に制度全般の説明を行ったが、開催後も参加者の理解度にばらつきがあるため、引き続きフォローしていく必要がある。今後は、参加者の知識・理解をより深めるため、グループワーク形式を取り入れる等、担当会の開催形式についても検討したい。	児童家庭課
13	2 就業支援の強化	1 就業のための支援	ア ひとり親家庭等就業・自立支援センターによる就業支援 ○ 就業情報の提供、就業のあっせん ○ 移動相談の実施 ○ 無料職業紹介事業の充実	◆ハローワーク、高知家の女性しごと応援室等と連携して、相談者のニーズに応じた支援を行う ◆出張相談・移動相談の広報を行うとともに市町村等に依頼 ◆無料職業紹介事業 ・事業主に対し、ひとり親の雇用した場合に支給される助成制度の説明やひとり親の雇用について理解を深めてもらうための啓発活動に合わせ、求人企業開拓を行う。	◆センターの広報の充実 ◆相談者へのコンサルティング等の専門的支援が必要な場合に、他の就業支援機関との連携	◆就業相談、就業情報の収集・提供、就業あっせん ◆他の就業支援機関と連携した就業支援 ◆市町村、ハローワーク等での移動相談実施 ・新規求職者数:34人(H30:38人) ・就職者数:40人(H30:33人) ・訓練等に繋がった:3人 ・移動相談:6回実施、相談者数1人(H30:24回実施、相談者数13人) ・出張相談:なし ・無料職業紹介事業求人登録件数:983件(H30:836件)	◆就職までの支援や就職後のアフターフォローなど継続的な支援ができるような関係をつくっていくとともに、他の就業支援機関と連携して就職へつなげていく。 ◆移動相談は、児童扶養手当現況届提出期間に合わせて実施したが、相談者がほぼなかった。今後の実施について検討していく必要がある。	◆ハローワーク、高知家の女性しごと応援室等と連携して、相談者のニーズに応じた支援を行う ◆出張相談・移動相談の広報を行うとともに市町村等に依頼 ◆無料職業紹介事業 ・事業主に対し、ひとり親を雇用した場合に支給される助成制度の説明やひとり親の雇用について理解を深めてもらうための啓発活動に合わせ、求人企業開拓を行う。	◆センターの広報の充実 ◆継続的に連絡がとれる就業相談者が少ないことから、求人情報の定期的な提供等の継続的支援が十分にできていない。 ◆スキル不足等のため、就職決定に至らない相談者へのコンサルティング等の専門的支援が十分にできていない。 ◆新型コロナウイルス感染症に配慮した相談活動の在り方。	◆就業相談、就業情報の収集・提供、就業あっせん ◆他の就業支援機関と連携した就業支援 ◆市町村、ハローワーク等での移動相談実施 ・新規求職者数:10人(R1:23人) ・就職者数:9人(R1:18人) ・移動相談:未実施(※新型コロナウイルス感染症の影響で移動相談を断られたケースがあった) (R1:6回実施、相談者数1人) ・高知家の女性しごと応援室等との合同出張相談会 →7/7、8/25オーテピア(相談者:0名) ・無料職業紹介事業求人登録件数:149件(R1:348件)	児童家庭課	
14	2 就業支援の強化	1 就業のための支援	イ 高知家の女性しごと応援室による就業支援	◆より安定的にきめ細かな支援を提供 ◆東部・西部・中部への出張相談の実施 ◆子育て支援センター等の訪問や、子育て女性再就職支援イベントの開催等による潜在的な女性労働力の掘り起こし ◆就職者へのアフターフォロー＆キャリア形成支援の実施	◆利用者の増に向けたPRの強化	◆新規相談者数 477人(累計2,439人) 相談件数 1,650件(累計7,625件) 就職者数 127人(累計795人) ◆出張相談回数:24回 ◆子育て支援センター等の訪問:150回 ◆子育て女性再就職支援イベントの開催(7/20,21) ◆アンケート等による就職者へのアフターフォロー等の実施	◆利用者の増に向けたPRの強化	◆より安定的にきめ細かな支援を提供 ◆東部・西部・中部への出張相談の実施 ◆子育て支援センター等の訪問、広告・SNSの活用等による潜在的な女性労働力の掘り起こし ◆就職者へのアフターフォロー＆キャリア形成支援の実施	◆利用者の増に向けたPRの強化	◆新規相談者数 49人(累計2,488人) 相談件数 338件(累計7,963件) 就職者数 50人(累計845人) ◆出張相談回数:8回 ◆子育て支援センター等の訪問:100回 ◆就職者へのアフターフォロー等の実施	◆新型コロナウイルスの影響を受け、新規相談者数の減少傾向が続いているため、更なる周知が必要	県民生活・男女共同参画課
15	2 就業支援の強化	1 就業のための支援	ウ 臨時的任用職員等の雇用に関する情報提供	◆県の臨時的任用職員等の求人情報をひとり親家庭等就業・自立支援センターへ提供する。 ◆市町村に対して、臨時的任用職員等求人情報提供について依頼	◆臨時的任用職員等求人情報未提供市町村への働きかけ	◆行政機関からの臨時的任用職員等の求人情報提供件数:957件 (うち就職者数:1人) 内訳:県895件、市町村53件、国9件 ◆市町村臨時的任用職員の求人情報提供状況:3市1町	◆臨時的任用職員求人情報の提供市町村を拡大するため、引き続き協力依頼を行う。	◆県の臨時的任用職員等の求人情報をひとり親家庭等就業・自立支援センターへ提供する。 ◆市町村に対して臨時的任用職員求人情報提供の依頼を行う。	◆臨時的任用職員求人情報未提供市町村への働きかけ	◆行政機関からの臨時的任用職員等の求人情報提供件数:145件 (うち就職者数:0人) 内訳:県136件、市9件、国0件 ◆市町村臨時的任用職員の求人情報提供状況:1市	児童家庭課	

「第三次高知県ひとり親家庭等自立促進計画」元年度事業実績及び2年度事業計画等

参考資料1

報告機関名(児童家庭課)

管理番号	基本的な方向	具体的な方向	取組の内容	計画(P)		実行(D)(元年度末に更新してください)	評価(C)(元年度末に更新してください)	改善(A) / 計画(P)		実行(D)(R2.8月末)	評価(C)	担当課又は関係機関
				R元年度実施計画	実施上の課題等			R2年度実施計画	実施上の課題等			
16	2 就業支援の強化	① 就業のための支援	エ 生活困窮者自立支援制度による就業支援	◆町村社協へのヒアリング 就業支援の積極的な活用を図るため課題等を把握し、今後の事業への助言指導につなげる。 ◆認定就労訓練事業所の積極的な活用と開拓	◆認定就労訓練事業に対する理解促進	◆町村社協へのヒアリング 16町村社協 5/15～6/18 (計9日間) ◆認定就労訓練事業所 新規 1事業所 合計 10事業所 (県認定6、高知市認定4)	◆就業支援の対象となる者が少ないため、就業支援が必要と思われる者に対して積極的に事業の利用勧奨を行うよう働きかける。 ◆自主事業である認定就労訓練事業は事業所の負担が大きいため、新たな認定に向け、各事業所に対し当事業の理解を深めていく必要がある。	◆市町村社協等へのヒアリング 就業支援の積極的な活用を図るため課題等を把握し、今後の事業への助言指導につなげる。 ◆認定就労訓練事業所の積極的な活用と開拓	◆認定就労訓練事業に対する理解促進	◆市町村社協等へのヒアリング 26市町村社協等 7/17～8/28(計9日間) ◆認定就労訓練事業所の開拓	◆就業支援が必要と思われる者に対して積極的に事業の利用勧奨を行うよう働きかける必要がある。 ◆新たな事業所の認定に向け、各事業所に対し当事業の理解を深めていく必要がある。	地域福祉政策課
17	化2 就業支援の強化	① 就業のための支援	オ 自立支援プログラム策定による支援	◆課題や目標を共有する「プランシート」を新たに作成し、原則全ての就業相談に対して活用	◆「プランシート」による支援についての検証。	◆支援要請者 10人 ◆就職者数 6人	◆「プランシート」を活用し、支援要請者と目標等を共有しながら、就職まで継続的な支援ができるように、さらに情報収集、情報提供を行っていく必要がある。	◆プログラムの申し込み手続きを簡略化するとともに、「プランシート」を基本的に全ての就業相談者に対して作成し、支援に活用する。	◆「プランシート」による支援についての効果検証。	◆支援要請者 7人 ◆就職者数 1人		児童家庭課
18	2 就業支援の強化	② 資格や技能の取得への支援	ア 資金面での支援 ○ 自立支援教育訓練給付金事業 ○ 高等職業訓練促進給付金等事業 ○ 高等職業訓練促進資金貸付事業 ○ 高等学校卒業程度認定試験合格支援事業 ○ 母子父子寡婦福祉資金貸付制度(技能習得資金・生活資金)	◆自立支援教育訓練給付金事業の実施 ◆高等職業訓練促進給付金事業の実施 ◆高等職業訓練促進資金貸付事業 ◆高等学校卒業程度認定試験合格支援事業 ◆母子父子寡婦福祉資金貸付制度 ◆認知度向上及び利用者数増加のための広報用リーフレットの内容の見直し ◆看護師等養成機関等への訪問活動による周知	◆高等学校卒業程度認定試験合格支援事業については、利用件数が伸び悩んでいるため、周知の強化が必要。	◆自立支援教育訓練給付金事業 ・利用者数11人(市分10、町村分1) ◆高等職業訓練促進給付金事業 ・利用者数65人(市分54、町村分11) ◆高等職業訓練促進資金貸付事業 ・貸付人数:24人 (入学準備金10、就職準備金14) ◆高等学校卒業程度認定試験合格支援事業 ・利用者数0人(町村分) ◆母子父子寡婦福祉資金貸付制度(技能習得資金・生活資金) ・貸付件数:7件(高知市を除く) ◆給付金事業の広報用リーフレットの作成、配布 配布部数 3,500部 配布先:34市町村他35箇所	◆自立支援教育訓練給付金や高等職業訓練促進給付金事業について拡充されていることから利用者増に向け、周知の強化が必要。 ◆高等学校卒業程度認定試験合格支援事業については、利用実績がなかったため、周知の強化が必要。 ◆母子父子寡婦福祉資金貸付制度 貸付件数は、H29年度:11件、H30年度:10件と減少傾向。高知市で准看護師の資格が取れる学校がH30年度末に閉校したことも一つの減少要因と考える。現在准看護師の資格を取れるのは佐川町にある清和准看護学院のみ。	◆自立支援教育訓練給付金事業の実施 ◆高等職業訓練促進給付金事業の実施 ◆高等学校卒業程度認定試験合格支援事業 ◆母子父子寡婦福祉資金貸付制度 ◆認知度向上及び利用者数増加のための広報用リーフレットの内容の見直し ◆看護師等養成機関等への訪問活動による周知	◆高等学校卒業程度認定試験合格支援事業については、利用実績がないため、周知の強化が必要。	◆自立支援教育訓練給付金事業 ・利用者数3人(市分3、町村分0) ◆高等職業訓練促進給付金事業 ・利用者数61人(市分53、町村分8) ◆高等職業訓練促進資金貸付事業 ・貸付人数:21人 (入学準備金9、就職準備金12) ◆高等学校卒業程度認定試験合格支援事業 ・利用者数0人(町村分) ◆母子父子寡婦福祉資金貸付制度 (技能習得資金・生活資金) ・貸付人数:0件(高知市を除く) ◆給付金事業の広報用リーフレットの内容を刷新し、配布(8月) 配布部数 3,500部 配布先:34市町村外33か所	◆自立支援教育訓練給付金や高等職業訓練促進給付金事業について拡充されていることから利用者増に向け、周知の強化が必要。 ◆高等学校卒業程度認定試験合格支援事業については、利用件数が伸び悩んでいるため、周知の強化が必要。 ◆母子父子寡婦福祉資金貸付制度 貸付件数は、前年同期比▲5件、技能習得資金については、入学年度の前年度末に貸付相談が増加する傾向にあるため、今後の様子を見守りたい。	児童家庭課
19	2 就業支援の強化	② 資格や技能の取得への支援	イ 技能を取得するための講座や職業訓練 ○ ひとり親家庭等就業・自立支援センターによる支援	◆ひとり親家庭等就業・自立支援センターによる就業支援講座 ・パソコン講座 2回(5月、7月) ・初心者向けパソコン体験 随時実施 ◆アンケートの実施	◆受講者数増加に向け、受講者のニーズに沿った講座内容、回数拡充を検討する必要がある。	◆ひとり親家庭等就業・自立支援センターによる就業支援講座 ・パソコン講座 2回(5月、7月) 受講者:計10人 ・初心者向けパソコン体験 随時実施	◆10人の枠(1回当たり5人)に対し10人の受講者がいることから、継続実施の必要性が認められる。 ◆他の講座についても、利用者のニーズを把握していく必要がある。	◆ひとり親家庭等就業・自立支援センターによる就業支援講座 ・パソコン講座 2回(エクセル・ワード)	◆新型コロナウイルスの感染防止に考慮した実施方法等を検討する必要がある。 ◆受講者のニーズに沿った講座内容等の選定。	◆ひとり親家庭等就業・自立支援センターによる就業支援講座 ・パソコン講座 未実施		児童家庭課
20	2 就業支援の強化	② 資格や技能の取得への支援	イ 技能を取得するための講座や職業訓練 ○ 公共職業訓練	委託訓練の実施計画 年間 72コース 定員 986名 ・短期訓練 IT系 37コース 経理系 4コース 介護系 6コース 医療系その他 10コース ・長期高度人材育成コース 15コース(うち介護系2コース) ・母子枠の設定 14コース (20名)	雇用情勢が改善すると訓練希望者が少なくなる傾向にあるため、求職者のニーズに合った多様なコース設定や訓練の広報等について、国や関係機関と連携し、一体的に取り組む。	委託訓練の実施状況 ・短期訓練 IT系 31コース 入校者 406名 介護系 5コース 入校者 51名 医療系その他 10コース 入校者 123名 ・長期高度人材育成コース 9コース 30名 (うち介護系2コース7名) ・母子優先枠の状況 利用者 6名	訓練生の確保のため、引き続きニーズに合った職業訓練の実施と、周知の強化が必要	委託訓練の実施計画 年間 66コース 定員 930名 ・短期訓練 IT系 36コース 経理系 2コース 介護系 8コース 医療系その他 9コース ・長期高度人材育成コース 11コース(うち介護系2コース) ・母子優先枠の設定 14コース 20名	雇用情勢が改善すると訓練希望者が少なくなる傾向にあるため、求職者のニーズに合った多様なコース設定や訓練の広報等について、国や関係機関と連携し、一体的に取り組む。	委託訓練の実施状況 ・短期訓練 IT系 10コース 入校者 120名 介護系 1コース 入校者 15名 医療系その他 3コース 入校者 41名 ・長期高度人材育成コース 10コース 入校者 44名 (うち介護系2コース 8名)	雇用労働政策課	
21	化2 就業支援の強化	発③ 事業主への啓発	ア 事業主への啓発の推進	◆ひとり親家庭等就業・自立支援センターによる求人企業開拓に合わせ、事業主に対する啓発活動を行う。	◆ひとり親を一定の条件で雇用した場合に支給される助成金制度等の周知を図り、受け入れ企業を拡大させる。 ◆新規企業開拓数 5社	◆ひとり親家庭等就業・自立支援センターによる求人企業開拓に合わせ、事業主に対する啓発活動を行っている。 ◆新規企業開拓数 5社	◆企業開拓は本計画に掲げる「事業主への啓発活動」も兼ねる取組と位置づけられるものであることから、引き続き実施していく必要がある。	◆ひとり親家庭等就業・自立支援センターによる求人企業開拓に合わせ、事業主に対する啓発活動を行う。	◆ひとり親を一定の条件で雇用した場合に支給される助成金制度等の周知を図り、受け入れ企業を拡大させる。	◆WLB認証企業等へのセンターのリーフレットを9月に配布予定(330社)		児童家庭課
22	3 経済的支援の充実	① 経済的支援の充実	ア 経済的支援制度による支援 ○ 児童扶養手当の適正な支給 ○ 母子父子寡婦福祉資金貸付制度 ○ ひとり親家庭医療費の助成 ○ 児童扶養手当の支給回数の増	◆児童扶養手当の支給回数の見直し ・年3回から年6回(隔月支払)に変更 ・受給者数(H31.3):7,296人 ◆母子父子寡婦福祉資金貸付制度の拡充 ・H31.4月から4資金(事業開始資金、事業継続資金、生活資金、就学支度資金)の貸付限度額の引き上げ ・修業資金の償還期間延長(6年→20年) ・臨時児童扶養等資金の創設 ・貸付件数:296人 (高知市197、県99) ◆ひとり親家庭医療費助成事業の拡充 ・R元.7月から未婚のひとり親についてみなし寡婦(夫)控除の適用 ・受給対象者数(実人員):14,269人(児童含む)	◆制度の周知を行うための市町村等との連携	◆児童扶養手当の支給 ・受給者数(R2.3):1,027人 ◆母子父子寡婦福祉資金貸付制度 ・貸付件数:118件 (高知市54、県64(新規32、継続32)) ◆ひとり親家庭医療費助成事業 ・制度の拡充(R元.7月から未婚のひとり親についてみなし寡婦(夫)控除の適用)と、その広報(新聞及びSNS等の広報媒体を利用し周知)を行った。 ・受給対象者数(実人員):14,252人(児童含む)	◆児童扶養手当の支給 ・母子父子寡婦福祉資金貸付制度 ・貸付件数は、対前年同期比79.2%(前年同期:149件)。主な減少要因は修学資金。 ◆ひとり親世帯臨時特別給付金の支給 ◆母子父子寡婦福祉資金貸付制度の拡充 ・R2.4月から4資金(事業開始資金、事業継続資金、修学資金、就学支度資金)の貸付限度額の引き上げ ・違約金利率の引下げ ・貸付件数:281人 (高知市199、県82) ◆ひとり親家庭医療費助成事業 ・受給対象者数(実人員):14,117人(児童含む)	◆児童扶養手当の支給 ・R3.3月～児童扶養手当と障害年金の併給調整の見直し→ひとり親の障害年金受給者が児童扶養手当を受給できるようになる。 ◆ひとり親世帯臨時特別給付金の支給 ◆母子父子寡婦福祉資金貸付制度の拡充 ・R2.4月から4資金(事業開始資金、事業継続資金、修学資金、就学支度資金)の貸付限度額の引き上げ ・違約金利率の引下げ ・貸付件数:281人 (高知市199、県82) ◆ひとり親家庭医療費助成事業 ・受給対象者数(実人員):14,117人(児童含む)	◆児童扶養手当の支給 ・基本給付1,027件(6月分児童扶養手当受給者対象) ◆母子父子寡婦福祉資金貸付制度 ・貸付件数:29件(高知市を除く)(新規6、継続23) ◆ひとり親家庭医療費助成事業の実施	◆母子父子寡婦福祉資金貸付制度 貸付件数は、対前年同期比64.4%(前年同期:45人)。主な減少要因は修学資金(本年:26件、前年同期:34件)で、本年4月より実施の修学支援新制度の影響が考えられる。	児童家庭課	

「第三次高知県ひとり親家庭等自立促進計画」元年度事業実績及び2年度事業計画等

参考資料1

報告機関名(児童家庭課)

管理番号	基本的な方向	具体的支援の方向	取組の内容	計画(P)		実行(D)(元年度末に更新してください)	評価(C)(元年度末に更新してください)	改善(A) / 計画(P)		実行(D)(R2.8月末)	評価(C)	担当課又は関係機関
				R元年度実施計画	実施上の課題等		実施後の分析、検証	R2年度実施計画	実施上の課題等		実施後の分析、検証	
23	実3 経済的支援の充実	実① 経済的支援の充実	ア 経済的支援制度による支援 ○生活福祉資金貸付制度による適正な貸付	◆県社会福祉協議会「生活福祉資金貸付事業」への相談者に対し、母子・父子・寡婦福祉資金貸付制度を情報提供。	◆制度の周知	県社会福祉協議会で、生活福祉資金貸付制度を必要とするひとり親家庭等への貸付を実施した。	◆プライバシーに配慮した適正な貸付を実施	◆県社会福祉協議会「生活福祉資金貸付事業」への相談者に対し、母子・父子・寡婦福祉資金貸付制度を情報提供	◆制度の周知	◆県社会福祉協議会で、生活福祉資金貸付制度を必要とするひとり親家庭等への貸付を実施	◆プライバシーに配慮した適正な貸付を実施	地域福祉政策課
24	3 経済的支援の充実	① 経済的支援の充実	イ 子どもに対する支援 ○高等学校等就学支援金等の支給 ○私立高等学校等就学支援金事業(授業料への支援) ○私立中学校等修学支援実証事業の実施 ○私立学校等授業料の減免	◆厳しい経済状況の家庭に対し経済的支援を行い、教育費の負担軽減となる ○私立高等学校等就学支援金事業(授業料への支援) ○高校生等奨学給付金事業(授業料以外の教育費への支援) ○私立中学校等修学支援実証事業(授業料への支援) ○私立学校授業料減免補助事業(授業料への支援)	・私立小中学校に通う児童生徒を持つ家庭に対する更なる経済的支援	◆厳しい経済状況の家庭に対する経済的支援 ○私立高等学校等就学支援金事業 支払実績額 754,795千円(対象者4,771人) ○私立高校生等奨学給付金事業 支払実績額 25,273千円(対象者280人) ○私立中学校等修学支援実証事業 支払実績額 17,827千円(対象者157人) ○私立学校授業料減免補助事業 支払実績額 91,527千円(対象者1,251人)	・各事業ともに、対象となるすべての小中高等学校等に対し支援実績があり、制度の浸透がうかがえる。	◆厳しい経済状況の家庭に対し経済的支援を行い、教育費の負担軽減となる ○私立高等学校等就学支援金事業(授業料への支援) ○高校生等奨学給付金事業(授業料以外の教育費への支援) ○私立中学校等修学支援実証事業(授業料への支援) ○私立学校授業料減免補助事業(授業料への支援)	・私立小中学校に通う児童生徒を持つ家庭に対する更なる経済的支援	◆厳しい経済状況の家庭に対する経済的支援 ○私立高等学校等就学支援金事業 支払実績額 251,577千円(1-四半期分) ○高校生等奨学給付金事業 9月17日第1回分申請書提出期限 ○私立中学校等修学支援実証事業 9月14日申請書提出期限 ○私立学校授業料減免補助事業 11月20日申請書提出期限 ・全ての小中高等学校において、減免制度が実施されている。	私学・大学支援課	
25	3 経済的支援の充実	① 経済的支援の充実	イ 子どもに対する支援 ○高等学校等就学支援金等の支給 ○無利子奨学金の貸与	・要件を満たす希望者への支給・貸与 ・制度の周知	・制度について、対象者への周知徹底を更に図る必要がある	◆低所得世帯への支援 ・高知県高等学校等就学支援金支給 ・高知県高校生等奨学給付金支給 ・高知県高等学校等奨学金貸与 収入(所得)基準額へのひとり親加算 260,000円 ◆制度の周知	・要件を満たす希望者全員への支給・貸与を実施	・要件を満たす希望者への支給・貸与 ・制度の周知	・制度について、対象者への周知徹底を更に図る必要がある	◆低所得世帯への支援 ・高知県高等学校等就学支援金支給 ・高知県高校生等奨学給付金支給 ・高知県高等学校等奨学金貸与 収入(所得)基準額へのひとり親加算 260,000円 ◆制度の周知	・要件を満たす希望者全員への支給・貸与を実施	高等学校課
26	3 経済的支援の充実	① 経済的支援の充実	イ 子どもに対する支援 ○高等学校等就学支援金等の支給	◆特別支援学校等に在籍する児童生徒の保護者へ、特別支援教育就学奨励費の支給。		◆特別支援学校等に在籍する児童生徒の保護者等へ、教育関係経費を補助 ◆775名の幼児児童生徒に対して、100,432,905円補助した		◆特別支援学校等に在籍する児童生徒の保護者へ、特別支援教育就学奨励費の支給。	◆特になし	特別支援学校等に在籍する児童生徒の保護者へ、教育関係経費を補助		特別支援教育課
27	3 経済的支援の充実	交② 流養への支援の確保及び面会	ア 広報・啓発活動の実施	◆各種媒体を利用したひとり親家庭等就業・自立支援センターの法律相談の周知 ◆養育費相談支援センターのパンフレット配布	◆市町村との連携、広報媒体の拡大により、支援を必要としているひとり親への周知徹底を図る。	◆センターのチラシの作成、配布(6月) ◆「ひとり親家庭等福祉のしおり」の配布(9月) ◆ひとり親家庭等就業・自立支援センターについて市町村広報誌等へ掲載 ◆ひとり親家庭等就業・自立支援センターホームページによる最新情報の提供(通年) ◆市町村訪問(センター紹介、周知協力依頼)	法律相談の件数は、前年同期とほぼ同じで、引き続き周知を図っていく。	◆各種媒体を利用したひとり親家庭等就業・自立支援センターの法律相談の周知 ◆養育費相談支援センターのパンフレット配布	◆市町村との連携、広報媒体の拡大により、支援を必要としているひとり親への周知徹底を図る。	◆センターのチラシの作成、配布 ◆「ひとり親家庭等福祉のしおり」の配布 ◆ひとり親家庭等就業・自立支援センターについて市町村広報誌等へ掲載 ◆ひとり親家庭等就業・自立支援センターホームページによる最新情報の提供(通年) ◆センターのLINE公式アカウントによる情報発信(4月)		児童家庭課
28	3 経済的支援の充実	交② 流養への支援の確保及び面会	イ 法律相談の充実	◆法律相談の周知 ◆養育費に関する研修会への参加	◆周知の相手方及び手法。	◆法律相談 法律相談利用者数:67人 うち養育費に係る相談:14人(弁護士:38人・司法書士:29人) (前年度:58人(弁護士:30人、司法書士:28人))	◆法律相談(弁護士)は、事業を開始したH29から安定した利用実績があり、今後、回数等を検討する必要がある。	◆法律相談の周知 ◆養育費に関する研修会への参加	◆効果的な周知方法。	◆法律相談 法律相談利用者数:33人(司法書士18人、弁護士15人) うち養育費に係る相談:9人(前年同期:法律相談26人、うち養育費に係る相談5人)		児童家庭課
29	4 日常生活支援の充実	① 保育・子育て支援の充実	ア 保育サービス等の充実 ○保育所等優先的利用の推進 ○保育サービス等の充実 ○保育料の軽減	◆保育サービス等の充実 ・延長保育(地域型保育等を含む) 21市町村149か所 ・休日保育(地域型保育等を含む) 5市13か所 ・一時預かり 34市町村100か所 ・病児保育 14市町村17か所	・病児保育については、中部・東部では事業を実施しているが、幡多地域では未実施。	◆保育サービス等の充実 ・延長保育(地域型保育等を含む) 13市町村137か所 ・休日保育(地域型保育等を含む) 5市13か所 ・一時預かり 24市町村102か所 ・病児保育 9市町村22か所 ・保育サービス等の実施か所数が増え、子育て支援が充実した。	・保育サービス等の実施か所は増加しているが、地域偏在があることから、保育ニーズに対応できているかの検証が必要 ・病児保育事業の拡大には、医師・看護師等の担い手確保が難しい	◆保育サービス等の充実 ・延長保育(地域型保育等を含む) 14市町村138か所 ・休日保育(地域型保育等を含む) 5市13か所 ・一時預かり 26市町村110か所 ・病児保育 10市町村24か所	・延長保育等に必要な保育士等の確保や病児保育の医師等の確保	◆保育サービス等の充実 ・延長保育(地域型保育等を含む) 14市町村140か所 ・休日保育(地域型保育等を含む) 4市12か所 ・一時預かり 25市町村106か所 ・病児保育 10市町村23か所 ・計画どおり保育サービス等の実施か所数が増え、子育て支援が充実している。	幼保支援課	

「第三次高知県ひとり親家庭等自立促進計画」元年度事業実績及び2年度事業計画等

参考資料1

報告機関名(児童家庭課)

管理番号	基本的な方向	具体的支援の方向	取組の内容	計画(P)		実行(D)(元年度末に更新してください)	評価(C)(元年度末に更新してください)	改善(A) / 計画(P)		実行(D)(R2.8月末)	評価(C)	担当課又は関係機関	
				R元年度実施計画	実施上の課題等		実施後の分析、検証	R2年度実施計画	実施上の課題等				
30	4 日常生活支援の充実	① 保育・子育て支援の充実	イ 子育てや生活面での支援体制の整備 ○ 子育て短期支援事業(トワイライトステイ、ショートステイ)の推進	◆里親、ファミリーホームを活用した受入先の確保に向け、里親制度の広報啓発活動を推進 ◆事業を行っていない市町村に対して助言・働き掛け	◆里親希望者の開拓	◆里親制度説明会・相談会の実施(5月:四万十市、6月:高知市、7月:南国市、12月:須崎市、2月:田野町) ◆市町村課長・係長会での里親制度等の説明(4/19) ◆事業を実施する22市町村に対して補助金による財政的な支援を継続	◆里親制度説明会・相談会の参加者が伸び悩んでおり(計12組15人)、効果的な広報啓発活動の方法について検討が必要 ◆事業実施市町村の拡大のため、制度の必要性等について働き掛けの継続が必要	◆里親、ファミリーホームを活用した受入先の確保に向け、興味を持った方がアクセスしやすいホームページの活用等により里親制度の広報啓発活動を推進 ◆各市町村における事業の実施状況、ニーズ等を把握したうえで事業実施に向けた助言・働き掛け	◆里親制度についての効果的な広報啓発活動の実施 ◆里親登録者数の拡大	◆里親制度に関する広報啓発・相談対応のためのホームページの準備(10月頃公開予定) ※新型コロナウイルス感染症の影響により説明会は未実施、10月～3月にオンラインでの開催を予定 ◆各市町村に事業の実施状況やニーズについてヒアリングを行い、必要に応じて里親の活用について助言(24市町村) ※今年度は21市町村が事業実施による補助金活用予定	◆里親制度に興味を持った方に必要な情報が行き届くよう、時間や場所を問わず情報を提供できる体制を確保していく必要がある。 ◆事業実施市町村は横ばいの状況であり、具体的な里親の活用方法等を整理したうえで働き掛けを続けていく必要がある。	児童家庭課	
31	4 日常生活支援の充実	① 保育・子育て支援の充実	イ 子育てや生活面での支援体制の整備 ○ 放課後児童クラブ等の充実 ○ 放課後児童クラブの優先的利用の推進	◆新・放課後子ども総合プラン推進事業(子ども教室、児童クラブ) ※H31.4～事業名変更 ①運営費等補助(うち高知市) ※小学校のみ 子ども教室 145(41) 児童クラブ 185(98) ②児童クラブ施設整備への助成 3市5カ所 ※R2年度に7カ所繰越し ③放課後学びの場充実事業による学習支援者の謝金等への支援 ④利用料減免助成等 ⑤食育学習を行う子ども教室への助成 ⑥活動内容の充実と指導員等の人材育成 ⇒国や県の実施状況調査等による市町村等への助言や人材育成等の支援を行っている。	◆新・放課後子ども総合プラン推進事業(子ども教室、児童クラブ) ・児童の定員や児童1人あたりの専用区画面積等、国が示す施設基準等を満たしていない児童クラブへの対応が必要である。 ・各児童クラブや子ども教室の活動内容には差があり、充実した活動事例の共有に加え、特別な支援が必要な児童の受入に伴う専門知識の向上などが求められる。	◆新・放課後子ども総合プラン推進事業(子ども教室、児童クラブ) ①運営費等補助(うち高知市) ※小学校のみ 子ども教室 145(41) 児童クラブ 185(98) ②児童クラブ施設整備への助成 3市5カ所 ※R2年度に7カ所繰越し ③放課後学びの場充実事業による学習支援者の謝金等への支援 ④利用料減免助成等 ⑤食育学習を行う子ども教室への助成 ・推進委員会 2回 ・支援員等研修 7回 ・発達障害児等支援研修 全3回 ・放課後児童支援員認定資格研修 全4日×1 ・子育て支援員研修(放課後児童コース) 全2日×1 ・学び場人材バンクによる現場支援等 ・全市町村訪問 8～10月 ・取組状況調査 8～9月	◆新・放課後子ども総合プラン推進事業(子ども教室、児童クラブ) ・全小学校区の96.3%(183/190校)に新・放課後子ども総合プランに基づく放課後子ども教室又は放課後児童クラブが設置され、学習習慣の定着に向けた学習支援や体験活動が行われている。 ・支援員等を対象とした各種研修会等を開催。うち発達障害児等支援研修については、より理解が深まるようステップアップ形式の研修を取り入れており、今年度は全3回実施。また、現場のニーズに応え、急速「防犯」をテーマにした研修を実施するなど柔軟に対応することで、参加者の満足度も高く、資質向上につながった。 ・全市町村訪問、取組状況調査により、効果・課題を検証し、次年度事業へ反映している。	◆新・放課後子ども総合プラン推進事業(子ども教室、児童クラブ) ①運営費等補助(うち高知市) ※小学校のみ 子ども教室 143(41) 児童クラブ 183(95) 計 326(136)カ所 ②児童クラブ施設整備への助成 6市町12カ所(予定) ③放課後学びの場充実事業による学習支援者の謝金等への支援 ④利用料減免助成等 ⑤食育学習を行う子ども教室への助成 ・推進委員会 2回 ・支援員等研修3回 ・発達障害児等支援研修 全3回×2 ・放課後児童支援員認定資格研修 全4日×1 ・子育て支援員研修(放課後児童コース) 全2日×1 ・学び場人材バンクによる現場支援等 ・全市町村訪問 8～10月 ・取組状況調査 8～9月	◆新・放課後子ども総合プラン推進事業(子ども教室、児童クラブ) ・待機児童及び国の施設基準等を満たしていない児童クラブの解消に向け、新たな児童クラブの整備と従事する職員の確保が必要。 ・各児童クラブや子ども教室の活動内容に差があり、充実した活動事例の共有に加え、特別な支援が必要な児童の受け入れに伴う専門知識・技能の向上などが求められる。	◆新・放課後子ども総合プラン推進事業(子ども教室、児童クラブ) ①運営費等補助(うち高知市) ※小学校のみ、申請予定含む 子ども教室 143(41) 児童クラブ 183(95) 実施校率:96.3%(182/189) ②児童クラブ施設整備事業の着工 2市5カ所 ③放課後学びの場充実事業による学習支援者の謝金等への支援 ④利用料減免助成等 ⑤食育学習を行う子ども教室への助成 ⑥活動内容の充実と指導員等の人材育成 ・学び場人材バンクによる現場支援等 ・全市町村訪問 8月～ ・取組状況調査 8月～	◆地域学校協働本部事業 ①運営費等補助 33市町村138本部228校8園 ※他、高知市が38本部38校 学校組合が1本部2校 県立学校 6本部6校 ②食育学習を行う地域学校協働本部への助成 ③活動内容の充実と人材育成 高知県地域学校協働活動研修会 1回 高知県地域コーディネーター研修会 3回 地域本部で活動する人材の発掘等 高知県地域コーディネーターハンドブックの作成・配布 ④学校地域連携推進担当指導主事(4名)による支援	◆地域学校協働本部事業 ・全市町村で地域学校協働本部事業の取組が円滑に行われるよう、地域学校協働本部の設置校・未設置校、高知県版地域学校協働本部実施校・未実施校それぞれに対し個別支援を行い、活動内容の充実等取組の深化を図っていく。 また、市町村における高知県版地域学校協働本部設置促進計画の更新及び県全体の計画の再検討を行い、次年度以降の展開へつなげていく。	生涯学習課

「第三次高知県ひとり親家庭等自立促進計画」元年度事業実績及び2年度事業計画等

参考資料1

報告機関名(児童家庭課)

管理番号	基本的な方向	具体的支援の方向	取組の内容	計画(P)		実行(D)(元年度末に更新してください)	評価(C)(元年度末に更新してください)	改善(A) / 計画(P)		実行(D)(R2.8月末)	評価(C)	担当課室又は関係機関
				R元年度実施計画	実施上の課題等		実施後の分析、検証	R2年度実施計画	実施上の課題等		実施後の分析、検証	
32	4 日常生活支援の充実	① 保育・子育て支援の充実	イ 子育てや生活面での支援体制の整備 ○ 地域子育て支援センター等の拡充	①地域子育て支援センター等、地域での交流の場や相談への支援の充実 (量の確保) ▶市町村訪問 ・現状把握 ・活動内容の確認 ・関係機関との連携状況の確認 ・全地域子育て支援センターへの訪問・実態把握 ▶子ども・子育て支援交付金を活用した運営費補助 ▶高知県安心子育て応援事業費補助金を活用した小規模拠点の運営費補助 (質の確保) ◆人材育成 ▶子育て支援員フォローアップ研修及び現任研修(地域子育て支援拠点事業) ○地域子育て支援センター施設長・市町村職員向け研修 ○現任者向け研修 ○初任者向け研修(認定研修) ▶子育て支援員現場体験実習(地域子育て支援拠点事業) ・認定者と現場とのマッチング ・福祉人材センターへの登録 ▶利用者支援事業子育て支援員フォローアップ研修及び現任研修 ◆機能強化 ▶安心子育て応援事業費補助金の活用 ▶高知家の出会い・結婚・子育て応援コーナーによるセンターへの取り組み支援 (高知版ネウボラの推進) ▶ネウボラ推進会議(高知市、香南市)	◆子育て家庭のニーズの多様化への対応が必要であることから、支援者の相談支援等のスキル向上が必要 ◆「高知版ネウボラ」の体制を各市町村で構築するためには、各市町村の実状に即した体制を検討しなければならないため、市町村とともに協議をし体制整備を図ることが必要	(量の確保) ▶設置状況 ・24市町村 1広域連合 48施設 ▶地域子育て支援拠点事業実施市町村への訪問・聞き取り(R元年7月～9月) ▶地域子育て支援拠点運営に対する補助 ・地域子ども・子育て支援事業費補助金を活用 19市町村 安心子育て応援事業費補助金を活用 96市町村1広域連合 (質の確保) ◆人材育成 ▶子育て支援員等研修 ○子育て支援員専門研修 ・地域子育て支援拠点事業 6/29→27名受講(認定26名) 7/4→26名受講(認定25名) ・利用者支援事業 11/17→3名 ○フォローアップ研修及び現任研修 ・地域子育て支援センター施設長・市町村職員向け研修 6/5→23名 ・現任者向け研修 7/17→16名 8/9→25名 9/3～9/4→延べ30名 ▶子育て支援員現場体験実習 4名 ◆機能強化 ▶安心子育て応援事業費補助金の活用 14市町村 1広域連合 20サークル →子育てサークルの活用事例が増えている。 「高知版ネウボラ」の体制構築に向けて市町村とともに取り組んでいく必要がある。 ▶応援コーナーによる拠点への支援 出張相談: 69か所(244件) (高知版ネウボラの推進) ▶ネウボラ推進会議 ○高知市 高知市ネウボラ推進実務者会議: R1.5.24 鵜田地区ネウボラ推進会議: R2.1.17 ○香南市 第1回: R1.5.30 第2回: R1.10.16 第3回: R2.3.26 ▶アドバイザー招聘 ○高知市 高知市地域子育て支援センター交流会勉強会: R1.10.23、R2.2.6 香南市地域子育て支援センター勉強会: R1.9.19	◆地域子育て支援センターは子ども・子育て支援事業計画に基づき各市町村で設置されており、令和元年度末で24市町村1広域連合に48か所設置され、特に未就園児家庭への支援を実施している。未設置の町においても設置に向けて検討しており引き続き支援を実施することが必要である。 ◆地域子育て支援センターの人材育成を高知市と香南市では「高知版ネウボラ」を推進する一環として、現場の状況を確認しながらアドバイザーを招聘し勉強会を実施し、支援者が課題意識を持ち、より良い支援を展開するための意識付けを行う機会となった。	①地域子育て支援センター等、地域での交流の場や相談への支援の充実 (量の確保) ▶地域子ども・子育て支援事業費補助金を活用した運営費補助 ▶高知県安心子育て応援事業費補助金を活用した小規模拠点の運営費補助及び質の向上に向けた支援 (質の確保) ◆人材育成 ▶子育て支援員等研修 ○子育て支援員専門研修 ・地域子育て支援拠点事業 ○フォローアップ研修及び現任研修 ・地域子育て支援センター施設長・市町村職員向け研修 ・現任者向け研修 ▶子育て支援員現場体験実習 (高知版ネウボラの推進) ▶地域子育て支援センターへのアドバイザー招聘	◆子育て家庭のニーズの多様化への対応が必要であることから、支援者の相談支援等のスキル向上が必要 ◆「高知版ネウボラ」の体制を各市町村で構築するためには、各市町村の実状に即した体制を検討しなければならないため、市町村とともに協議をし体制整備を図ることが必要	(量の確保) ▶設置状況 ・23市町村1広域連合49か所 ▶市町村訪問 市町村の第2期子ども・子育て支援事業計画に基づき、地域子育て支援センターの設置状況、現状、今後の方向性等を市町村訪問により確認(23市町村) ▶地域子育て支援拠点運営に対する補助 ・地域子ども・子育て支援事業費補助金活用: 20市町村 ・安心子育て応援事業費補助金活用: 9市町村1広域連合 (質の確保) ◆人材育成 ▶子育て支援員フォローアップ研修及び現任研修(地域子育て支援拠点事業) ○子育て支援員専門研修: 7/18 33名受講し認定 ○現任研修: 8/5 24名	◆制度の効果的な周知を行い、ニーズを顕在化させるとともに、会員の確保を行う	児童生活・男女共同参画課
33	4 日常生活支援の充実	① 保育・子育て支援の充実	イ 子育てや生活面での支援体制の整備 ○ ファミリー・サポート・センターの設置の促進	◆ファミリー・サポート・センター設置・運営への支援 ◆会員(預けたい・預かりたい)の増加に向けたセンターのPRと研修の実施	◆ニーズが十分顕在化しておらず、市町村において事業実施に踏み切れていない ◆会員の確保が困難 ◆子どもが病気になることからの、病児・病後児を預かる仕組みが必要	◆新たなセンターの開設(仁淀川町、四万十市、四万十町(予定)) ◆市町村等への訪問による働きかけ(3市町、1団体) ◆すこやか2019でのPR ◆子育て支援員研修の実施(15名修了) ◆リーフレットの配布(随時) ◆ラジオでの広報(1回) ◆新聞広告(1回)	制度の効果的な周知を行い、ニーズを顕在化させるとともに、会員の確保を行う	◆ファミリー・サポート・センター設置・運営への支援 ◆会員(預けたい・預かりたい)の増加に向けたセンターのPRと研修の実施 ◆提供会員になるための講習の受講機会拡大支援	◆ニーズが十分顕在化しておらず、市町村において事業実施に踏み切れていない ◆会員の確保が困難 ◆特に預かり手(提供会員・両方会員)の確保が困難 ◆新型コロナウイルス拡大防止のため講習の開催中止	◆新たなセンターの開設(四万十町、大月町(予定)) ◆市町村への電話による設置検討支援(3市町) ◆子育て支援員研修の実施(16名受講) ◆リーフレットの配布(随時) ◆ラジオでの広報(1回)	◆制度の効果的な周知を行い、ニーズを顕在化させるとともに、会員の確保を行う	県民生活・男女共同参画課

「第三次高知県ひとり親家庭等自立促進計画」元年度事業実績及び2年度事業計画等

参考資料1

報告機関名(児童家庭課)

管理番号	基本的な方向	具体的支援の方向	取組の内容	計画(P)		実行(D)(元年度末に更新してください)	評価(C)(元年度末に更新してください)	改善(A) / 計画(P)		実行(D)(R2.8月末)	評価(C)	担当課又は関係機関
				R元年度実施計画	実施上の課題等			R2年度実施計画	実施上の課題等			
34	4 日常生活支援の充実	① 保育・子育て支援の充実	イ 子育てや生活面での支援体制の整備 ○子どもの居場所づくりへの支援	◆検討・立ち上げ段階への支援 ○開設・運営手引書の改訂 ○開設準備講座の開催(5回) ○子どもの居場所づくり推進コーディネーターの配置(2名) ◆活動の継続・充実への支援 (1)子ども食堂相互が情報交換する場の提供 ○子どもの居場所づくりネットワーク会議の開催(4回) (2)居場所を必要とする子どもをつなげる仕組み ○スクールソーシャルワーカーとの連絡協議会の開催(4回) ○地域コーディネーターによる地域の子ども食堂と支援機関等との連携構築(3市) (3)人材・食材の確保 ○ボランティア養成講座の開催(5回) ○ボランティアリストの提供 ○食材支援情報の提供	◆未開設の地域での新たな設置や定期的な開催が必要 ・スタッフ人材(ボランティア)の確保が必要 ・企業や生産者等から寄せられる食材を効率的に分配するための仕組みが必要 ・子ども食堂と市町村や市町村社協、学校等との連携がまだ十分でないところがある。	◆検討・立ち上げ段階への支援 ○開設準備講座の開催(5回) ○子どもの居場所づくり推進コーディネーターの配置(2名) ◆活動の継続・充実への支援 (1)子ども食堂相互が情報交換する場の提供 ○子どもの居場所づくりネットワーク会議の開催(4回) (2)居場所を必要とする子どもをつなげる仕組み ○SSWと子ども食堂の情報交換会(2回) (3)人材・食材の確保 ○ボランティア養成講座(3回) ○食材支援情報の提供 ○地域コーディネーターキックオフミーティング(1回)	【R元年度末の実績】 ○子ども食堂の開催状況 11市9町・65団体77箇所 ○高知家子ども食堂登録制度 44団体51箇所 ○子ども食堂支援事業費補助金 28団体34箇所3,575,000円 ○寄附金 44件3,974,297円	① 子どもの居場所づくり推進コーディネーターを配置し、県内の子ども食堂の立ち上げや活動等をサポート ・子ども食堂開設準備講座の開催及び市町村、あったかふれあいセンター、高齢者福祉施設等への開設の働きかけ ・子ども食堂スタッフ養成講座の開催によるスキルアップと人材の確保(食品衛生管理や子どもへの対応、子育て支援のあり方等に関する研修) ・企業等から提供された食材の提供支援の仕組みづくり ・子ども食堂相互の情報交換を行う子どもの居場所づくりネットワーク会議の開催 ② 居場所を必要とする子どもをつなげる取組 ・スクールソーシャルワーカー等と子ども食堂との情報交換会の開催 ・民生児童委員や学校などへの協力依頼 ・地域コーディネーター等を活用した市町村、市町村社協、地域の支援機関と子ども食堂の地域連絡会の開催 ③ 家庭の教育力の向上につなげる取組 ・子ども食堂スタッフ養成講座の開催によるスタッフのスキルアップ研修 ・子育てに関する講師やボランティア等による講話や相談の実施 ・学生ボランティア等による学習支援の実施	・支援を必要とする子どもや保護者の居場所を確保するため、未開設地域での開設及び定期開催の子ども食堂のさらなる拡充 ・企業や生産者等から提供された食材の提供支援 食事の提供や集いの場にとどまらず、見守り機能の充実や家庭の教育力の向上への支援 ・居場所を必要とする子どもや保護者を子ども食堂につなげるための地域の支援機関との連携体制の構築 ・新型コロナウイルス感染症対策の影響下における開催方法の検討・支援	①・上半期の新規登録 4か所(うち開催済3か所)→登録数累計: 53か所(10市4町) ・子ども食堂訪問(10か所)、三者協議(6/19) ・食材提供支援: 3社から提供いただいた食品や消毒液等を延べ45か所へ提供 ③子育て支援・学習支援等のメニューを子ども食堂補助金に追加 ・子ども食堂補助金 交付決定27件 うち追加メニューの利用件数 子育て支援、学習支援等の経費:23か所 衛生管理に要する経費:26か所 ・子ども食堂における新型コロナウイルス感染症対策の促進 →弁当配布による子ども食堂実施を特例として認める等の要件緩和(4月~)、コロナ対策に要する経費の支援メニューに追加(要綱改正(8/31)、各子ども食堂へ周知(9/2))	児童家庭課	
35	4 日常生活支援の充実	実① 保育・子育て支援の充実	イ 子育てや生活面での支援体制の整備 ○学習支援事業の実施									地域福祉政策課
36	4 日常生活支援の充実	① 保育・子育て支援の充実	イ 子育てや生活面での支援体制の整備 ○学習支援事業の実施	◆放課後等学習支援員配置状況(計画) ・31市町村、1学校組合 ・小学校 124校 251名 ・中学校 76校 218名	◆国庫補助金の交付予定額の減額により、一部の学校で放課後等学習支援員の配置を見合わせたり、配置日数を調整せざるを得ない市町村がある。	◆放課後等学習支援員配置状況 ・31市町村、1学校組合 ・小学校 111校 231名 ・中学校 70校 204名	◆国費不足分の2分の1程度を県費で負担することとし、9月、3月に追加交付決定を行った。 ・中山間地域においては、地域内での放課後等学習支援員の人材確保が難しく、交通手段や距離的な問題から地域外からの人材の確保も見込めないケースがある。 ・放課後等補充学習を実施するための学校組織体制の整備や、教員と放課後等学習支援員の連携が不十分なことにより、計画的・効果的な取組ができていない学校がある。 ・コミュニティ・スクールや地域学校協働本部、放課後子ども教室等の「学びの場」など、他の学習支援の取組と連携を図っていく。 ・全ての学習支援員が授業から放課後までの支援が行えるように要件を改正する。	◆放課後等学習支援員配置状況(計画) ・31市町村、1学校組合 ・小学校 132校 252名 ・中学校 84校 199名	◆国庫補助金の交付予定額の減額により、一部の学校で放課後等学習支援員の配置を見合わせたり、配置日数を調整せざるを得ない市町村がある。	◆放課後等学習支援員配置状況 当初 ・31市町村、1学校組合 ・小学校 121校 233名 ・中学校 70校 191名 ◆当初計画に加え、学校再開に伴う児童生徒の学びを保障するため、放課後等や長期休業中に市町村や学校が実施する補充学習等に対応する学習支援員の追加配置を支援した。 補正(新型コロナウイルス感染症対応) ・8市町 136名	小中学校課	
37	4 日常生活支援の充実	① 保育・子育て支援の充実	イ 子育てや生活面での支援体制の整備 ○学習支援事業の実施	〈通常枠〉 ・進学に重点を置く5校(南を除く)以外の31校(市立1校を含む)に配置予定 ・令和元年度予算の時間数5,300時間(平成30年度より330時間減) 〈中山間枠〉 ・中山間地域・郡部に位置する9校に配置予定 ・平成31年度予算の時間数250時間	・通常枠、中山間共に学習支援員の配置希望校は多いものの、支援員が確保されず、実施希望校に十分な支援員配置が行えていない。	〈通常枠〉 ・30校延べ80名(教員免許 あり:60名、なし:20名)を配置済 ・配置を希望する学校への学習支援配置率:96.7% ・学習支援を活用した基礎学力定着のための取り組みが各校で期待されており、D3層生徒の減少が期待される。 〈中山間〉 ・1校2名(教員免許 あり:2名)を配置済 ・進学希望者に対して個々に応じた指導が可能になっている。	・通常枠、中山間共に学習支援員の配置希望校は多いものの、支援員が確保されず、実施希望校に十分な支援員配置ができていない。	・実施を希望する高等学校36校(市立1校を含む)に配置予定(中山間枠廃止)。 ・令和2年度予算の時間数4,280時間。 (1校全課程共通につき基礎学力定着に向けての支援100時間・進学に向けてより専門的な学びを必要とする生徒に対し支援20時間を上限とする。) (令和元年度より1,020時間減)	・各学校において、学習支援員の配置希望校は多いものの、支援員が確保されず、実施希望校に十分な支援員配置を行えていない。 ・新型コロナウイルス感染症の影響により、大学が閉鎖等の状況のため、大学生支援員の確保が困難である。	・31校延べ66名(教員免許あり:47名、なし19名)を配置済。 ・基礎学力定着に向けて支援員の配置を希望する学校への配置率:90%(進学に重点を置く5校(南を除く)以外) ・学習支援を活用した基礎学力定着のための取組が各校で期待されており、D3層生徒の減少が期待される。 ・進学希望者に対して個々に応じた指導が可能になっている。 ・新型コロナウイルス感染症の影響で学校が休校となり、学習の遅れが心配される生徒に対する支援として追加720時間(県立・市立合計36校×20時間)を実施する。	・新型コロナウイルス感染症の影響も相まって、学習支援員の配置希望校は多いものの、支援員が確保されず、実施希望校に十分な支援員配置ができていない。	高等学校課

「第三次高知県ひとり親家庭等自立促進計画」元年度事業実績及び2年度事業計画等

参考資料1

報告機関名(児童家庭課)

管理番号	基本的な方向	具体的支援の方向	取組の内容	計画(P)		実行(D)(元年度末に更新してください)		評価(C)(元年度末に更新してください)		改善(A) / 計画(P)		実行(D)(R2.8月末)		評価(C)		担当課又は関係機関
				R元年度実施計画	実施上の課題等					R2年度実施計画	実施上の課題等					
38	4 日常生活支援の充実	① 保育・子育て支援の充実	イ 子育てや生活面での支援体制の整備 ○ 母子生活支援施設の支援機能の充実	(ちぐさ) ・母子生活支援施設において母子が安心して相談できる体制の整備 ・相談員研修参加(20回以上) ・要援護者の法テラス、ハローワーク等専門機関への引率、紹介の充実 ・個別対応職員による被虐待児童及び母親への生活場面での1対1の対応 ・心理療法回数・手法の充実 (和光寮) ・個別対応職員の配置。 ・心理療法担当職員の配置。 被虐待児童等やその保護者へ個別面接や心理面のケア。	(ちぐさ) ・入所事由の複雑多様化に対応するための職員のスキルアップ (和光寮) ・DV被害による入所の増加により、子どもも含めた心理面でのケアや発達障害児のケア。	(ちぐさ) ・入所世帯 及び人数 22世帯55人 ・相談員研修参加 26回 ・心理療法相談回数 350回 ・ハローワーク等就労支援機関への同行 5名 (和光寮) ・入所者世帯8世帯25名 ・心理相談員実施33回 ・助産師による性教育講習1回	(ちぐさ) ・複雑で複合的な生きづらさを持った母子が増え職員の処遇、対応力の向上が求められている。 (和光寮) ・個別対応職員や心理療法担当職員により被虐待児及び母親への個別対応と、心理療法による手法など職員増員により支援の強化	(ちぐさ) ・母子生活支援施設において母子が安心して相談できる体制の整備 ・相談員研修参加(20回以上)・要援護者の法テラス、ハローワーク等専門機関への引率、紹介の充実 ・個別対応職員による被虐待児童及び母親への生活場面での1対1の対応 ・心理療法回数・手法の充実 ・特定妊婦受入による妊娠前から子育て期まで切れ目のない支援(R2.9追加) (和光寮) ・個別対応職員による被虐待児と母親への個別対応 ・心理職員による職員のスキルの向上 ・助産師による性教育	(ちぐさ) ・入所者には多岐にわたり複雑な課題があり職員はフルキープな対応力の養成が必要である。 (和光寮) ・入所者への個別対応のための職員のスキルアップ ・性に対する理解	(ちぐさ) ・アウトプット(結果) インプット(投入)により、具体的に現れた形 ・アウトカム(成果) アウトプット(結果)等を通じて生じるプラスの変化	(ちぐさ) ・入所世帯及び人数 23世帯57人 ・相談員研修参加 0人 ・心理療法相談回数 89回 ・ハローワーク等就労期間への同行 6名 (和光寮) ・入所世帯8世帯25名 ・心理療法 30回	(ちぐさ) ・新型コロナ感染防止のためあらゆる研修が中止、延期され初期の目標が達成されていない状況で職員一同施設内感染防止に細心の注意をはらっている。 (和光寮) ・新型コロナ対策から様々な研修が中止となっている。施設では感染予防対策をしながら、施設内でスーパーバイザーや相談員から助言を受ける事が出来た。	児童家庭課			
39	4 日常生活支援の充実	② 住宅確保のための支援	ア 住居を確保するための取組 ○ 公営住宅への入居について優遇措置の実施 ○ 民間賃貸住宅への入居支援	◆引き続き、入居者の選考において、当選確率を高める優遇措置を講ずること、ひとり親世帯への支援を行っている。	◆原則公募であり、募集戸数に限りがあること、利便性の高い団地に応募が集中していること、高齢者、障害者世帯等にも優遇措置を講じていることから、ひとり親世帯全ての入居希望にこたえることができない。	平成31年度県営住宅募集結果 第1回(H31.5) ひとり親世帯応募者数 48世帯 同当選者数 13世帯 当選倍率 3.7倍	平成31年度第1回における当選倍率はおよそ5.9倍であるのに対し、ひとり親世帯の当選倍率はおよそ3.7倍となっている。 昨年より当選者が多くなっているのは、抽選倍率が高くなる母(父)子世帯で且つ子育て世帯(小学就学前児童のいる家庭)等の重複優先要件世帯の応募が昨年より多く、当選確率が上がったのではないかと考えられる。	◆引き続き、入居者の選考において、当選確率を高める優遇措置を講ずること、ひとり親世帯への支援を行っていく。	◆原則公募であり、募集戸数に限りがあること、利便性の高い団地に応募が集中していること、高齢者、障害者世帯等にも優遇措置を講じていることから、ひとり親世帯全ての入居希望にこたえることができない。	令和2年度県営住宅募集結果 第1回(R2.5) ひとり親世帯応募者数 38世帯 同当選者数 11世帯 当選倍率 3.5倍	令和2年度第1回における当選倍率はおよそ5.5倍であるのに対し、ひとり親世帯の当選倍率はおよそ3.5倍となっている。 昨年より当選者が少なくなっているのは、抽選倍率が高くなる母(父)子世帯で且つ子育て世帯(小学就学前児童のいる家庭)等の重複優先要件世帯の応募が昨年より少なく、当選確率が下がったのではないかと考えられる。	住宅課				
40	4 日常生活支援の充実	② 住宅確保のための支援	ア 住居を確保するための取組 ○ 母子父子寡婦福祉資金貸付制度(住宅資金・転宅資金)	◆住宅の確保、維持や転居などに必要な資金の貸付を行う。	◆制度の内容の周知を引き続き関係機関と連携しながら行うとともに、制度の目的(ひとり親家庭等の自立と児童の健全な育成を支援する)についても十分に周知する必要がある。	◆母子父子寡婦福祉資金貸付制度(住宅資金・転宅資金) ・貸付件数:住宅資金0件(高知市を除く) 転宅資金2件(高知市を除く)	◆母子父子寡婦福祉資金貸付制度 転宅資金の申請・貸付が前年度同期から2件増加。	◆住宅の確保、維持や転居などに必要な資金の貸付を行う。	◆制度の内容の周知を引き続き関係機関と連携しながら行うとともに、制度の目的(ひとり親家庭等の自立と児童の健全な育成を支援する)についても十分に周知する必要がある。	◆母子父子寡婦福祉資金貸付制度(住宅資金・転宅資金) ・貸付件数:住宅資金0件(高知市を除く) 転宅資金0件(高知市を除く)	◆母子父子寡婦福祉資金貸付制度 転宅資金の申請・貸付が前年度同期から2件減少。	児童家庭課				

